

健生発0817第3号
感発0817第1号
令和8年8月17日

(別記宛先) 御中

厚生労働省

健康・生活衛生局長
感染症対策部長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関
し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件につい
て

健康・生活衛生行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御
礼申し上げます。

今般、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関
する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の
延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する
件（令和8年厚生労働省告示第324号）の告示中、健康・生活衛生行政の関係法
令に係る事項につきまして、本日付けで別添のとおり都道府県等宛て通知いた
しましたのでご連絡いたします。

貴団体におかれましても、緊急事態であることに鑑み、御理解、御協力を賜り、
関係者への周知を図っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 日本精神神経科診療所協会
社会保険診療報酬支払基金
公益社団法人 国民健康保険中央会
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
一般社団法人 全日本ホテル連盟
一般社団法人 日本旅館協会
一般社団法人 日本ホテル協会
全日本ホテル旅館協同組合
一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会
公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター
公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
公益社団法人 全国建築物飲料水管理協会
公益社団法人 日本ペストコントロール協会

健生発 0817 第 2 号
感発 0817 第 1 号
令和 8 年 8 月 17 日

各都道府県民生・衛生主管部（局）	御中
各保健所設置市衛生主管部（局）	御中
各特別区衛生主管部（局）	御中
地方厚生（支）局	御中

厚生労働省

健康・生活衛生局長
感染症対策部長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件について（施行通知）

今般、令和八年熊本地震による災害が、令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号。別添 1 参照。）により、令和 8 年 8 月 7 日付けで特定非常災害として指定され、被災者の行政上の権利利益の満了日が令和 9 年 1 月 27 日とされたことを受け、令和 8 年 8 月 17 日付けで特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件（令和 8 年厚生労働省告示第 324 号。以下「告示」という。別添 2 参照。）が告示された。

この告示中、健康・生活衛生行政の関係法令に係る事項は、下記のとおりであるので、御了知の上、関係者への周知をお願いしたい。

記

第 1 満了日の延長を行った権利利益

- 1 告示により満了日を延長した権利利益については、別添 2 のとおりであり、そのうち健康・生活衛生行政に関する権利利益の延長を行ったものは次のとおりである。

【公費負担医療関係】

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係

- 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定（特定被災区域に在る指定小児慢性特定疾病医療機関に係るものに限る。）（第6条の2第2項第1号）
- 小児慢性特定疾病医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第19条の3第3項）

(2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）関係

- 医療費及び医療手当の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第1号）
- 遺族年金又は遺族一時金の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第4号）
- 葬祭料の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項の規定に基づく第16条第2項第5号）

(3) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成21年法律第98号）関係

- 医療費及び医療手当の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第3条第1項の規定に基づく第4条第1号）
- 遺族年金又は遺族一時金の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第3条第1項の規定に基づく第4条第4号）
- 葬祭料の給付の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第3条第1項の規定に基づく第4条第5号）

(4) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）関係

- 追加給付金の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第8条第1項）
- 定期検査費の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第12条第1項）
- 母子感染防止医療費の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第13条第1項）
- 世帯内感染防止医療費の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第14条第1項）
- 定期検査手当の支給の請求（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第15条第1項）

(5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）関係

- 指定医療機関の指定（特定被災区域に在る指定医療機関に係るものに限る。）（第5条第1項）

- 特定医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第7条第1項）

【生活衛生関係】

（1）旅館業法（昭和23年法律第138号）関係

- 旅館業の許可を受けた地位の相続による承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）（第3条の4第1項）

（2）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）関係

- 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）（第12条の2第1項）

【食品衛生関係】

（1）食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係

- 登録検査機関の登録（特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第25条第1項に規定する検査を行う場所を有する者に限る。）（第31条）
- 営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）（第55条第1項）
- 営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものであって食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対するものに限る。）（食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項）

政令第二百六十号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する

政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和九年一月二十七日とする。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

(法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和十年七月二十七日とする。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和九年三月三十一日とする。

(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和十一年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第三百二十四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を次のように指定する。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

対象となる特定権利利益

対 象 者

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項第一号の規定に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定（特定被災区域に在る指定小児慢性特定疾病医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定小児慢性特定疾病医療機関を有する者
児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十一条の規定に基づく登録検査機関の登録	特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第二十五条第一項に規定する検査を行う場所を有する者
食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十二年法律第百二十四号）第五条第一項の規定に基づく一種大麻草採取栽培者の免許	特定被災区域内に栽培地を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の四第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の相続による承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定(特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。)	特定被災区域内に指定医療機関を有する者
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録(特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第三条第一項の規定に基づく覚醒剤製造業者又は覚醒剤施用機関若しくは覚醒剤研究所の指定(特定被災区域内に在る製造所又は病院若しくは診療所若しくは研究所に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所又は病院若しくは診療所若しくは研究所を有する者
覚醒剤取締法第三十条の二の規定に基づく覚醒剤原料輸入業者若しくは覚醒剤原料輸出業者若しくは覚醒剤原料研究者又は覚醒剤原料製造所又は研究所に係るものに限る。)	特定被災区域内に業務所、製造所又は研究所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第三条第一項の規定に基づく麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬小売業者、麻薬施用業者、麻薬管理者若しくは麻薬研究者の免許(特定被災区域内に在る麻薬業務所に係るものに限る。)	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許(特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十三号)第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
医薬品医療機器等法第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定(特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。)	特定被災区域内に地域連携薬局を有する者
医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定(特定被災区域内に在る専門医療機関連携薬局に係るものに限る。)	特定被災区域内に専門医療機関連携薬局を有する者
医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品又は化粧品(化粧品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。))	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品又は化粧品(化粧品の製造業の許可(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。))	特定被災区域内に製造所を有する者

医薬品医療機器等法第十三条の二第二項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品又は化粧品(化粧品の製造所に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販在る者
医薬品医療機器等法第十三条の三の二第二項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の製造所に係る登録	特定被災区域内にその製造する医薬品等の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販在る者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録、認証機関の登録(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)	特定被災区域内において登録、認証機関の登録の申請をする者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十一条の二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の製造販在る者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十四条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品(配置販売業を除く。)	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品(配置販売業を除く。)	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品(配置販売業を除く。)	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第二項の規定に基づく医療機器の修理業の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に営業所を有する者

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十九第一項の規定に基づくキャリアコンサルタントの登録	特定被災区域内に居住地を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条本文の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十四条の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	特定被災区域内に居住地域を有する者又は特定被災区域を包括する都道府県員の登録を受けている者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第一百五十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号の医療費及び医療手当、同項第二十号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号の葬祭料の給付又は同法第二十条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療手当、同項第二十号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）次項において「障害者総合支援法」という。第七十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の支給の請求（平成二十年法律第二号）第七条第一項の規定に基づく追加給付金の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づく同法第四条第一号の医療費及び医療手当、同条第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に基づく追加給付金の定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定医療機関を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものである） 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対するものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第九条の二第一項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成十六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六第十六号イ(3)の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修の修了	特定被災区域内に居住地を有する者又は特定被災区域を包括する都道府県区域から介護を受ける者の登録を受けている者の知事から実施する当該都道府県の知事が実施する介護保険法の施行規則第一百四十条の規定する主任介護支援専門員の研修を修了した者